

※御不明点は、認定試験ホームページの「教員資格認定試験に関するよくある質問」を御覧ください。それでも不明の場合は、末尾記載の試験運営大学にお問い合わせください。

認定試験ホームページ：<http://www.nits.go.jp/menkyo/shiken/>

## I 幼稚園教員資格認定試験制度の趣旨

文部科学省において、規制改革推進3か年計画（平成15年3月28日閣議決定）を踏まえ、幼稚園と保育所の連携を一層促進する観点から保育士等として一定の勤務経験を有する者が幼稚園教諭免許状を取得する方策として幼稚園教員資格認定試験を実施しています。今年度から試験実施事務は（独）教職員支援機構が行います。

幼稚園教員資格認定試験は、受験者の学力等が大学又は短期大学などにおいて幼稚園教諭の二種免許状を取得した者と同等の水準に達しているかどうかを判定するものであり、この認定試験に合格した者は、都道府県教育委員会に申請すると、幼稚園教諭の二種免許状が授与されます。

なお、本試験は保育士資格を有する者に幼稚園教諭免許状の取得を義務付けるものではありません。

## II 取得できる普通免許状の種類

幼稚園教諭二種免許状

## III 認定試験の受験資格

平成10年4月1日までに生まれ、高等学校を卒業した者、その他大学（短期大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関を含む。）に入学する資格を有する者で、保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む）となる資格を有した後、以下の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当する者として3年以上勤務したものの（勤務時間の合計が4,320時間以上である場合に限る）。

### (1) 幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）において、専ら幼児の保育に従事する職員

「専ら幼児の保育に従事する職員」とは、預かり保育を担当する職員や学級担任の補助職員等を想定しているものであり、幼児の保育に直接携わらない勤務は、従事期間に算入できません。

### (2) 幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する職員

### (3) 次に掲げる施設の保育士（国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）

① 児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第7条第1項に規定された施設）

② 認定こども園である認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたもの）

③ 地域型保育事業として認可された小規模保育施設（児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型に限る。）を実施する施設）

④ 地域型保育事業として認可された事業所内保育施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業（利用定員が6人以上の施設）を実施する施設）

⑤ 公立の認可外保育施設（へき地保育所（「安心こども基金管理運営要領」（平成21年3月5日20文科発第1279号・雇児発第0305005号の別紙）の別添6の11に規定するへき地保育所）を含む。）

⑥ 幼稚園併設型認可外保育施設（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第49条の2第3号に規定する施設）

⑦ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された認可外保育施設（「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号）別添に示す「認可外保育施設指導監督基準」を満たし、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号）に基づく証明書の交付を受けた施設）

ただし⑦は以下の施設を除きます。

・利用定員5人以下の施設

・当該施設を利用する児童の半数以上が一時預かり（入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの）による施設

・当該施設を利用する児童の半数以上が22時から翌日7時までの全部又は一部の利用による施設

(注) (a) 受験資格については以下の点にご留意ください。

① 地方公共団体独自の基準に基づき認証等を受けた施設（いわゆる認証保育園等）や一定の条件を満たす認可外保育施設での勤務も勤務期間に参入できます。

② 勤務時間は一月当たりでなく総時間数であり、一月当たりの勤務時間数に関わらず勤務期間に算入できます。

③ 職務内容が上記に合致していれば、非常勤職員や派遣職員等も含め、雇用形態を問わず勤務期間に算入できます。

(b) 文部科学大臣の指定する教員養成機関（以下、指定機関）に入学する資格を有する者とは、教員免許状を取得できる学科等に入学する資格を有する者のみ該当します。なお、指定機関の学科等の一覧は文部科学省ホームページを御覧ください。

[指定機関の学科等の一覧：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/daigaku/1308277.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/daigaku/1308277.htm)]

#### IV 認定試験の実施方法

##### 1 試験運営大学

東京学芸大学 大阪教育大学

(注) 今年度から、北海道教育大学、宮城教育大学、愛知教育大学、岡山大学、福岡教育大学では試験を実施しませんので、御注意ください。

##### 2 実施期日、場所、試験の内容・方法

認定試験は、第1次試験及び第2次試験に分けて実施します。

なお、災害など不測の事態により、一部又は全部の試験運営大学において直前に試験の実施を中止する場合があります。災害の発生が事前に予想される場合、認定試験ホームページ又は各試験運営大学のホームページにおいて、実施の取扱いについて掲載しますので、御確認ください。

また、本試験は、災害等による中止の場合も含め、いかなる場合も再試験は行いません。

##### (1) 第1次試験

ア 期 日 平成30年9月2日(日曜日)

イ 場 所 試験運営大学の定める場所

ウ 試験の内容及び方法

区 分	内 容	方 法
教職に関する科目 (I)	[教職に関する科目の必要な事項] 教育職員免許法施行規則第6条第1項表の「教職の意義等に関する科目」及び「教育の基礎理論に関する科目」における幼稚園教諭免許取得に必要な専門的事項 [幼稚園教員養成機関における授業科目名称の例] 教職概論、幼児教育教師論、教育行財政、幼児教育学、幼児教育心理学、教育制度論、教育行政学、教育社会学、教育経営論等	筆記試験 (択一式とする。)
教職に関する科目 (II)	[教職に関する科目の必要な事項] 教育職員免許法施行規則第6条第1項表の「教育課程及び指導法に関する科目」及び「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」に関する専門的事項 [幼稚園教員養成機関における授業科目名称の例] 教育課程論、教育内容論、学習指導論、教育方法・技術論、保育内容指導法、幼児理解、教育相談等	筆記試験 (択一式とする。)

(注) 内容欄に記載した「幼稚園教員養成機関における授業科目名称の例」はあくまで科目名称例であり、同一名称の図書を例示したものではありません。(第2次試験についても同じです。)

エ 第1次試験の可否結果通知

第1次試験の受験者には、試験運営大学から本人宛てに、試験科目ごとの可否通知を9月25日に発送します。受験予定の試験科目を欠席した場合には可否通知は送付しません。

##### (2) 第2次試験

第2次試験は、第1次試験に合格した者及び第1次試験の全ての試験科目を免除された者に限り受験することができます。

ア 期 日 平成30年10月14日(日曜日)

イ 場 所 試験運営大学の定める場所

ウ 試験の内容及び方法

区 分	内 容	方 法
教職に関する科目 (III)	[教職に関する科目の必要な事項] 教育職員免許法施行規則第6条第1項表における幼稚園教諭免許取得に必要な専門的事項 [幼稚園教員養成機関における授業科目名称の例] 教職に関する科目(I)(II)を参照のこと。	筆記試験 (論述式とする。)
指導案の作成に関する試験	共通課題をもとにした指導案(週案、日案)の作成に関する試験	筆記試験 (論述式とする。)

エ 第2次試験の可否結果通知

第2次試験の受験者には、試験運営大学から本人宛てに、可否通知を12月27日に発送します。受験予定の試験科目を欠席した場合には可否通知は送付しません。

(注) 認定試験に係る教科書・参考書等の例示・紹介、勉強法についての助言等は行っておりません。過去の問題は認定試験ホームページに掲載しています。

##### 3 合格者の発表等

第1次試験及び第2次試験の全てに合格した者を平成30年度幼稚園教員資格認定試験の合格者とし、合格証書を12月27日に発送します。また、合格者の受験番号を認定試験ホームページに掲載します。

なお、認定試験の個人の成績については、受験者本人のみ開示を求めることができます。詳細は第1次試験終了後、認定試験ホームページに掲載します。

##### 4 試験科目等の一部免除

次に掲げる試験科目等については、所定の「試験科目等一部免除申請書」を提出した者について、免除事由及び証明書等を確認の上、その試験科目等の全部を免除します。

##### (1) 教職に関する科目 (I)

次のいずれかに該当する者に対しては、教職に関する科目 (I) の試験を免除します。

ア 平成29年度の幼稚園教員資格認定試験の第1次試験に合格した者

イ 平成28年度以降の幼稚園教員資格認定試験の教職に関する科目 (I) に合格した者

## (2) 教職に関する科目 (Ⅱ)

次のいずれかに該当する者に対しては、教職に関する科目 (Ⅱ) の試験を免除します。

- ア 平成 29 年度幼稚園教員資格認定試験の第 1 次試験に合格した者
- イ 平成 28 年度以降の幼稚園教員資格認定試験の教職に関する科目 (Ⅱ) に合格した者

## (3) 指導案の作成に関する試験

次のいずれかに該当する者に対しては、指導案の作成に関する試験を免除します。

- ア 教員免許状を有する者 (養護教諭及び栄養教諭は除く。)
- イ 大学 (短期大学及び指定機関を含む。) において教育実習を 2 単位以上修得した者 (第 2 次試験が行われる日の 14 日前までに「学力に関する証明書」を提出した者に限る。養護実習及び栄養教育実習は除く。)
- ウ 3 月以上の教職経験を有する者 (養護教諭及び栄養教諭は除く。)

(注) (a) 試験科目等の一部免除を申請する者は、教員免許状の授与証明書、学力に関する証明書、勤務証明書等の免除事由に該当することを証明する書類 (写しの指定のあるものを除き、いずれも写しは不可。) を必ず添付してください。 (教員免許状の授与証明書の証明日は、必ず平成 30 年 4 月 1 日以降であること。)

(b) 上記(1)～(3)の各項目に該当する者であっても、期日までに「試験科目等一部免除申請書」及び「免除事由に該当することの証明書類」を提出しない場合は、免除の取扱いをしません。

## V 出願手続

1 出願期間 平成 30 年 5 月 25 日 (金曜日) から平成 30 年 6 月 8 日 (金曜日) まで (当日消印有効)

2 受験願書等の請求 請求受付期間：平成 30 年 6 月 1 日 (金曜日) まで

※請求受付期間後の請求は一切できませんので、十分御注意ください。

### (1) インターネットで請求する場合 (テレメールの資料請求受付サイト)

次の URL にアクセスし、画面に従って必要事項を入力して申し込んでください。

(パソコン) <http://telemail.jp/shingaku/pc/gakkou/kyouin/youtien.php>

(スマートフォン・携帯電話) <http://telemail.jp/?btc=1029296&gsn=6100002>

〔テレメールは、24 時間いつでもアクセスできる資料請求受付サービスです。また、テレメールカスタマーセンターは、このサービスのサポートセンターであり、いずれも株式会社フロムページが運営しています。〕



(QR コード)

### (2) 電話で請求する場合

IP 電話 050-8601-0101 へ電話し、音声ガイダンスに従ってプッシュボタンを押して申し込んでください。なお、その際、受験案内の資料請求番号を聞かれますので、事前に以下のいずれかの番号を選択しておいてください。受験場所ごとに異なるため、番号を間違えないように注意してください。

東京学芸大学 753952 大阪教育大学 754152

① 上記(1)又は(2)のいずれの方法でも、お届けする受験願書等は、受験場所に関係なく同一です。受験場所は請求時の希望でかまいません (出願時に受験場所を決定してください)。

② 請求後概ね 1～2 日後に届きます (夕方以降に請求した場合や、お届けの地域によっては 3 日以上かかることがあります)。ただし、平成 30 年 5 月 6 日 (日曜日) 以前に請求された場合のお届けは、平成 30 年 5 月 9 日 (水曜日) 頃となります。

③ 受験願書等の到着後、同封される支払方法に従って、料金 180 円をお支払いください。

④ 願書等の請求に関して不明な点は以下へお問い合わせください。

テレメールカスタマーセンター：IP 電話 050-8601-0102 (9:30～18:00)

(注) 願書請求は上記の方法のみであり、試験運営大学では請求を受け付けていませんので、請求締切日に十分御注意ください。

## 3 出願書類

### (1) 受験願書

(注) 障害等のため受験上の配慮を希望する場合は、「受験願書」及び「志願者データ記入票」の所定の欄に配慮を希望する旨を御記入ください。希望内容及び提出書類を審査の上、個々の症状や状態等に応じ配慮事項を決定し通知します。

(2) 「振替払込受付証明書 (お客さま用)」提出用紙 (受験手数料 20,000 円を郵便局・ゆうちょ銀行の窓口で払い込み、受付局日附印が押された証明書を提出用紙に貼ること。)

(3) 受験資格を満たす学校の卒業証明書又は在学証明書 (高等学校卒業程度認定試験合格者は合格証明書) (写しは不可。卒業証書は不可。)

(注) 卒業しても受験資格を満たさない学校 (専修学校の一部 (一般課程や高等課程の一部)、各種学校、学校教育法以外の法律に特別の規定があるもの (各種大学校など) の卒業証明書は除きます。この場合、高等学校、専門学校 (専修学校専門課程)、大学又は短期大学等の卒業証明書等を添付してください。ただし、受験願書の学歴欄には、高等学校卒業以降の学歴を全て記入してください。

(4) 保育士資格を有することを証明する書類 (保育士証等の写し)

(5) 勤務先施設による 3 年以上の勤務証明書 (様式 1) (現在に引き続き施設である必要はありません。)

(6) 上記(5)の施設がⅢの受験資格に示す施設に該当する旨の証明書 (様式 2)

(注) 様式 1 及び様式 2 は、受験願書に同封されているほか、認定試験ホームページからもダウンロードできます (独自様式での証明は認められません)。

様式 1 については、当該施設の施設長による証明が必要となります。

様式 2 については、各都道府県、指定都市又は中核市 (地域型保育事業についてはその他の市町村 (特別区含む)) の各施設の所管課による証明が必要となります。各施設の所管課が不明の場合

は当該自治体の代表窓口にお問い合わせください。指定都市及び中核市の一覧については総務省のホームページを御覧ください。

指定都市：[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/bunken/shitei\\_toshi-ichiran.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/shitei_toshi-ichiran.html)

中核市：<http://www.soumu.go.jp/cyukaku/>

証明には10日前後必要な場合がありますので、余裕をもって手続を行ってください。

(7) **試験科目等一部免除申請書及び免除事由に該当することの証明書類**（教員免許状の授与証明書の証明日は必ず平成30年4月1日以降であること。）

(8) **受験票**

(9) **写真票**（出願前3か月以内に撮影した縦4.5cm×横3.6cmの無帽、正面上半身の写真を貼ること。）

(10) **戸籍抄本又は住民票の写し**（発行後6か月以内のもの、本籍の記載は省略せず、マイナンバーの記載は省略すること。）

（注）各種証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合や、住民票に本籍の記載のない場合には、戸籍抄本を提出してください。なお、「住民票の写し」とはコピーではありません。

(11) **その他試験運営大学が提出を求める書類**（別途提出を求めた場合のみ。）

（注）平成28年度又は29年度幼稚園教員資格認定試験を受験した場合、受験票の写し又は試験結果通知書の写しの提出により、(3)～(6)の書類の提出が省略できます。

#### 4 出願先及び出願方法

受験を希望する試験運営大学の担当部署（本書の末尾を参照してください。）宛て所定の願書提出用封筒にて「書留」で郵送してください。（注）郵送以外の提出は認めません。

#### 5 受験票の交付

(1) 試験運営大学が受験願書を受理した場合は、出願者に受験票等を交付します。

(2) 受験票等には受験番号、試験場、免除される試験科目など必要な事項が記載されています。

(3) 受験票は、受験の際携帯し毎時間これを提示しなければ受験できません。

（注）(a) 受験願書を受理した後は、受験する試験運営大学の変更は認めません。

(b) 受験願書を提出した後、氏名、本籍地又は住所を変更した場合は、その変更の記載された戸籍抄本又は住民票の写しを提出してください。

(c) 出願しなかった場合、出願が受理されなかった場合、及び誤って受験手数料を二重に払い込んだ場合を除き、受理した提出書類及び受験手数料は、災害など不測の事態による試験の中止も含め、いかなる場合にも返還しません。

#### VI 免許状の授与申請等

1 認定試験の合格者は、試験運営大学から合格証明書の交付を受けて都道府県教育委員会に申請すると、幼稚園教諭の二種免許状が授与されます。その手続については、都道府県教育委員会の教育職員免許事務担当課に照会してください。

2 この認定試験は資格試験であり、教員の採用選考試験ではありません。教員として採用を希望するときは、公立学校の場合にあっては都道府県又は指定都市教育委員会の教職員人事担当課に、国立及び私立学校の場合にあってはその学校を設置する法人に、それぞれ照会してください。

3 平成21年3月31日以前に授与された他の学校種等の教員免許状（10年間の有効期間が付されていない旧免許状）を所持する者は、免許状更新講習を受講・修了せずに生年月日等によって割り振られた修了確認期限を経過している場合には、本試験に合格し幼稚園教諭二種免許状を取得した場合であっても、免許状更新講習を受講・修了しなければ教員になることはできません。

教員免許更新制ホームページ：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm)

#### VII 個人情報の取扱いについて

出願時に提出する関係書類に記載された個人情報については、「行政機関の保有する情報の保護に関する法律」、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び試験運営大学においてそれぞれ定めている個人情報の保護に関する規程等に基づいて取り扱います。

1 試験運営大学は、出願に当たって知り得た個人情報を本試験の実施及びこれに付随する事項を行うために利用します。

2 試験運営大学は、上記の業務を遂行するために、知り得た個人情報の全部又は一部を、文部科学省、独立行政法人教職員支援機構及び試験実施に係るその他の大学に対して提供することがあります。

3 試験運営大学は、上記1の各種業務での利用に当たっては、一部の業務を業者に委託して行うことがあります（以下、当該業者を「受託業者」という。）。ついては、業務を遂行するために必要となる範囲で、受託業者に対して、知り得た個人情報の一部を提供することがあります。

4 独立行政法人教職員支援機構は、教員免許状発行業務のために、各都道府県教育委員会に対して、合格者の個人情報の一部を提供します。

5 試験運営大学及び独立行政法人教職員支援機構は、出願者本人の同意を得ることなく当該出願者の個人情報を他の目的で利用又は第三者に提供することはありません。

##### <試験運営大学の担当部署及び所在地>

東京学芸大学学務部教育企画課資格認定試験係 〒184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1 電話 042(329)7193

大阪教育大学学務部教務課 〒582-8582 大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1 電話 072(978)3320

##### <独立行政法人教職員支援機構の担当部署>

独立行政法人教職員支援機構 次世代教育推進センター調査企画課免許企画室

E-mail [shiken@ml.nits.go.jp](mailto:shiken@ml.nits.go.jp) 電話（ダイヤルイン）03(4212)8455、03(4212)8456